

ニセコ町景観条例に定める開発事業の協議に関する指導審査基準(平成18年訓令第47号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○ニセコ町景観条例に定める開発事業の協議に関する指導審査基準</p> <p>平成18年10月18日 訓令第47号</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事前景観調査の実施に関する指導基準 (1)～(4) (略)</p> <p>3 説明会の開催及び資料の公開(以下、説明会等という。)に関する指導基準 (1)～(4) (略)</p> <p>4 開発事業の審査基準(条例第31条、規則第24条関係)</p>	<p>○ニセコ町景観条例に定める開発事業の協議に関する指導審査基準</p> <p>平成18年10月18日 訓令第47号</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>事業計画の事前公開に関する指導基準</u> <u>条例第28条の2に規定する事業計画の事前公開（以下、事前公開という。）の実施に当たって、町長は開発事業者に対し、当該事業内容の公開と同時に関係住民等との対話を行い、当該事業予定地の現状、特徴、周辺状況などを把握するよう助言する。なお、開発事業者から町長に要請があった場合、町長は関係自治会の長等に対し、事前公開について協力を依頼する。</u></p> <p>3 事前景観調査の実施に関する指導基準 (1)～(4) (略)</p> <p>4 説明会の開催及び資料の公開(以下、説明会等という。)に関する指導基準 (1)～(4) (略)</p> <p>5 開発事業の審査基準(条例第31条、規則第24条関係)</p>

(1)～(4) (略)

5 開発事業の協議に係るその他の基準

(1)～(3) (略)

(1)～(4) (略)

6 開発事業の協議に係るその他の基準

(1)～(3) (略)

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。